

第21期 第10回福岡県内水面漁場管理委員会 次第

1 日 時 令和5年1月11日（水） 14：00～

2 場 所 福岡市博多区東公園7-7
福岡県庁北棟4階 漁業調整委員会室

3 議 題

- (1) 遊漁規則変更の認可について（諮問）
- (2) えつ流刺し網による採捕許可について（協議）
- (3) 室見川の採捕禁止区域設定に係る委員会指示について（協議）
- (4) 個人情報保護法改正に伴う関係規程の整備について（協議）
- (5) 内水面における共同漁業の漁場計画（素案）について（報告）
- (6) 第21期第5回福岡・佐賀両県内水面合同漁場管理委員会について（報告）
- (7) その他

4水第3319号
令和4年12月23日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 殿

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局水産振興課)



遊漁規則変更の認可について（諮問）

のことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第4項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

令和4年11月30日付けで、大川漁業協同組合、大野島漁業協同組合及び上新田漁業協同組合から遊漁規則変更認可申請がありましたので、貴委員会の意見を求めます。



4.11.30

令和 年 月 日

福岡県知事 服部 誠太郎 様

福岡県大川市大字小保 1013 番地(印)

大川漁業協同組合(印)

代表理事組合長 古賀 雅敏(印)

福岡県大川市大字大野島 2864 番地の 1

大野島漁業協同組合(印)

代表理事組合長 島崎 博嘉(印)

福岡県大川市大字新田 1096 番地の 11

上新田漁業協同組合(印)

代表理事組合長 小柳 政彦(印)

遊漁規則変更認可申請書

大川漁業協同組合、大野島漁業協同組合及び上新田漁業協同組合が令和5年4月1日に合併し、大川市漁業協同組合を設立するにあたり、内共第3号第5種の漁業権について合併を停止条件として、別添のとおり遊漁規則を変更したいので関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 大川市漁業協同組合内共第3号第5種共同漁業権遊漁規則
- 2 新旧対照表
- 3 総会議事録の謄本（大川、大野島及び上新田漁業協同組合）
- 5 合併契約書の謄本

大川市漁業協同組合内共第3号第5種共同漁業権遊漁規則

※代表して大川漁業協同組合の新旧対照表を添付
(3 演協とも内容は同じ)

| 新 | 旧 |
|---|--|
| 第1条 この規則は、 <u>大川市漁業協同組合</u> （以下「組合」という。）が免許を受けた内共第3号第5種共同漁業権に係る漁場の区域において、組合員以外の者とする当該漁業権の対象となる水産動物（こい、ふな、えび、かに、うなぎ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることとする。 | 第1条 この規則は、 <u>大川漁業協同組合</u> （以下「組合」という。）が免許を受けた内共第3号第5種共同漁業権に係る漁場の区域において、組合員以外の者とする当該漁業権の対象となる水産動物（こい、ふな、えび、かに、うなぎ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定める目的とする。 |
| 第2条～第4条（略） | 第2条～第4条（略） |
| 第5条 次の表のア欄に掲げる魚種は、それぞれイ欄に掲げる期間中遊漁してはならない。 | 第5条 次の表のア欄に掲げる魚種は、それぞれイ欄に掲げる期間中遊漁してはならない。 |
| ア 魚種 イ 期間 備考 | ア 魚種 イ 期間 備考 |
| （略） （略） | （略） （略） |
| （略） （略） | （略） （略） |
| （略） （略） | （略） （略） |
| | 福岡県漁業調整規則 |
| | 水面漁業調整規則 |
| 第6条（略） | 第6条（略） |
| 第7条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄の魚種は、イ欄の区域においてウ欄の期間中遊漁してはならない。 | 第7条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄の魚種は、イ欄の区域においてウ欄の期間中遊漁してはならない。 |

| ア 魚種 | イ 区域 | ウ 期間 | 備考 |
|------|------|------|----|
| (略) | (略) | (略) | |
| | | | |

第8条 1～2 (略)

3 第1項および第2項の遊漁料の納付は、次に掲げる場所において行わなければならない。ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

大川市漁業協同組合（福岡県大川市大字小保1013-1）及び組合が指定した釣具店等
第9条～第13条 (略)

| ア 魚種 | イ 区域 | ウ 期間 | 備考 |
|------|------|------|----|
| (略) | (略) | (略) | |
| | | | |

第8条 1～2 (略)

3 第1項および第2項の遊漁料の納付は、次に掲げる場所において行わなければならない。ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

大川漁業協同組合（福岡県大川市大字小保1013-1）及び組合が指定した釣具店等。
第9条～第13条 (略)

(様式1)

遊漁承認申請書

大川市漁業協同組合代表理事組合長 殿
住所 氏名

大川市漁業協同組合遊漁規則第3条の規定により遊漁の承認を受けるたいので下記のとおり申請します。

(略)

様式(2) 遊漁承認証(日釣り券)

表 裏

遊漁承認証

下記のとおり遊漁を承認します。

| | |
|-----|-------|
| 遊漁者 | 住所 |
| 氏名 | (才) |

承認期間

年 月 日

魚種

漁具漁法 釣り (3本以内)

遊漁区域

遊漁料

発行者 大川市漁業協同組合

(様式1)

遊漁承認申請書

大川漁業協同組合代表理事組合長 殿
住所 氏名

大川漁業協同組合遊漁規則第3条の規定により遊漁の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

(略)

様式(2) 遊漁承認証(日釣り券)

表 裏

| | | | |
|-----------------|-------|------|-----------|
| No. | (略) | No. | (略) |
| 遊漁承認証 | 遊漁承認証 | 遊漁者 | 住所 |
| 下記のとおり遊漁を承認します。 | | 氏名 | (才) |
| | | 承認期間 | 年 月 日 |
| | | 魚種 | |
| | | 漁具漁法 | 釣り (3本以内) |
| | | 遊漁区域 | |
| | | 遊漁料 | |
| | | 発行者 | 大川漁業協同組合 |

様式（3）遊漁承認証（年券）

表 裏

| | | |
|-----------------|-------|-----------|
| 遊漁承認証 | No. | (略) |
| 下記のとおり遊漁を承認します。 | | |
| 遊漁者 | 住所 | |
| 氏名 | (才) | |
| 承認期間 | 年 月 日 | |
| 魚種 | 魚種 | |
| 漁具漁法 | 漁具漁法 | |
| 遊漁区域 | 遊漁区域 | |
| 遊漁料 | 遊漁料 | |
| 発行者 | 発行者 | 大川市漁業協同組合 |

様式（4）(略)

様式（5）漁場監視員証

表 裏

| | | |
|-------------------------|-----|-----|
| 漁場監視員証 | No. | (略) |
| 下記の者は当組合の監視員であることを証明する。 | | |
| 住所 | | |

様式（3）遊漁承認証（年券）

表 裏

| | | |
|-----------------|-------|----------|
| 遊漁承認証 | No. | (略) |
| 下記のとおり遊漁を承認します。 | | |
| 遊漁者 | 住所 | |
| 氏名 | (才) | |
| 承認期間 | 年 月 日 | |
| 魚種 | 魚種 | |
| 漁具漁法 | 漁具漁法 | |
| 遊漁区域 | 遊漁区域 | |
| 遊漁料 | 遊漁料 | |
| 発行者 | 発行者 | 大川漁業協同組合 |

様式（4）(略)

様式（5）漁場監視員証

| | | |
|-------------------------|-----|-----|
| 漁場監視員証 | No. | (略) |
| 下記の者は当組合の監視員であることを証明する。 | | |
| 住所 | | |

裏

下記の者は当組合の監視員であることを証明する。

住所

(略)

裏

| | | | | | |
|-----|------|-----------|----------|------|-------|
| 氏名 | 有効期間 | 年 月 日 | 氏名 | 有効期間 | 年 月 日 |
| 発行者 | 発行者 | 大川市漁業協同組合 | 大川漁業協同組合 | | |
| | | | | | |

**遊漁規則変更認可申請
審査結果**

| 免許番号 | 認可申請者 | 1. 総会 | | | | 2. 認可の判断基準 | | | |
|-------|---------------|---------------------------|-----------------|----------------|-------------|------------------------|---------------------------|---------------------------|-------|
| | | 正組合員 (総代)数 | 出席正組合 員(総代)数 | 賛成組合員 (総代)数 | 可決、否 決の別 | (1) 漁業法第170条第5項 第1号 | (1) 漁業法第170条第5項 第2号 | 漁場管理委員 会の答申 | 認可番号 |
| 内共第3号 | 大川漁業協 同組合 | 通知日 R4.9.7 開催日 R4.9.15 | 3 4 | 2 8 | 過半數 | 可決 | 不当な制限はな い(前規則と同内 容) | 不当な制限はな い(前規則と同内 容) | 遊第19号 |
| | 大野島漁業 協同組合 | 通知日 R4.9.7 開催日 R4.9.15 | 2 3 | 2 2 | 過半數 | 可決 | | | |
| | 上新田漁業 協同組合 | 通知日 R4.9.7 開催日 R4.9.15 | 2 5 | 2 1 | 過半數 | 可決 | | | |

【遊漁規則変更 認可要件】

1 総会開催
総会による議決事項のため、正組合員数の2分の1以上の出席があり（定款）、過半数による議決が必要（水産業協同組合法第48、49条）

2 認可の判断基準

- (1) 遊漁を不當に制限していないか、遊漁料が妥当でないか等を審査する必要がある（漁業法第170条第5項）
- (2) 内水面漁場管理委員会の意見を聴く必要がある（漁業法第170条第4項）

資料 2

(21期 10回内水面漁管委)
(令和5年1月11日)

えつ流刺し網による採捕許可方針

採捕の秩序の維持と水産資源の保護培養を図るため、福岡県漁業調整規則（以下、「規則」という。）第33条第1項第3号に掲げる流刺し網による採捕の許可のうち、えつ流刺し網による採捕の許可については、規則に定めるもののほか、次により処理するものとする。

1 許可対象者

規則第33条第4項の規定によるもののほか、次の者に許可する。

下筑後川漁業協同組合、大川漁業協同組合、大野島漁業協同組合、上新田漁業協同組合、川口漁業協同組合及び柳川漁業協同組合のいずれかに所属する組合員。

2 許可数の範囲

許可数は232以内とし、漁業協同組合別の許可数は次表の範囲内とする。

| 漁業協同組合名 | 許可数の範囲 | 標旗番号 |
|---------|--------|-----------------|
| 下筑後川 | 92 | No. 1～No. 92 |
| 大川 | 61 | No. 93～No. 153 |
| 大野島 | 27 | No. 154～No. 180 |
| 上新田 | 13 | No. 181～No. 193 |
| 川口 | 33 | No. 194～No. 226 |
| 柳川 | 6 | No. 227～No. 232 |

3 採捕する期間

5月1日から7月20日までとする。

4 許可の有効期間

規則第33条第5項の規定により、許可の有効期間は、毎年5月1日から7月20日までとする。

5 採捕区域

(1) 下筑後川漁協の組合員の採捕区域は、以下のとおりとする。

| 採 捕 区 域 | 許可数 |
|--|-----|
| A区域 福岡県久留米市安武町武島、筑後大堰堰軸の線から下流方向へ300 | 51 |

| | |
|--|----|
| mの同堰軸と平行な線から河口までの筑後川 | |
| B区域 福岡県久留米市安武町武島、筑後大堰堰軸の線から下流方向へ300mの同堰軸の線と平行な線から佐賀県三養基郡みやき町坂口、坂口堰までの筑後川 | 39 |
| C区域 次のア点とイ点を結んだ線から河口までの筑後川 ア点 福岡県久留米市城島町下田、開平江川河口水門東角 イ点 広川（筑後川旧本流）左岸の線と福岡県久留米市城島町同市三瀬町の境界線との交点 | 2 |

(2) 大川漁業協同組合、大野島漁業協同組合、上新田漁業協同組合、川口漁業協同組合及び柳川漁業協同組合の組合員の採捕区域は、C区域とする。

6 条件

規則第33条第13項において準用する規則第13条の規定により、次の条件を付けるものとする。

- (1) 許可証に記載された採捕区域以外で採捕してはならない。
- (2) 許可証に記載された採捕に従事する者以外が採捕してはならない。
- (3) 許可証に記載された船舶以外を使用して採捕してはならない。
- (4) 許可受給者は許可証に記載した船舶に自ら乗り組むこととする。
- (5) 使用する網は、網丈2.5m以下、網の長さ200m以下、網目は、網目15cmにつき8.5節以下（網目4cm以上、節間2cm以上）でなければならない。
- (6) 使用する漁具は1統でなければならない。
- (7) 採捕中は、使用船舶を漁具の周囲50mの範囲内にとめておかなければならぬ。
- (8) 採捕中は、別記様式第1号に掲げる標旗を使用船舶の舷上から1m以上の高さに掲げなければならない。
- (9) 日没から日出までの間の採捕は、網に灯火をつけなければならない。
- (10) 網を錨止めして採捕してはならない。
- (11) 網に石等の付属のおもり（通称石うち）をつけて採捕してはならない。ただし、鐘ヶ江大橋から下流の区域を除く。
- (12) 採捕期間終了後速やかに、月別の採捕実績報告書を提出しなければならない。

7 申請に必要な書類

規則第33条第3項の「申請書」は、別記様式第2号のとおりとする。ま

た、規則第33条第13項において準用する規則第8条第2項の「必要と認める書類」は次のとおりとする。

(1) 暴力団員等の照会に必要な事項を記載した書類

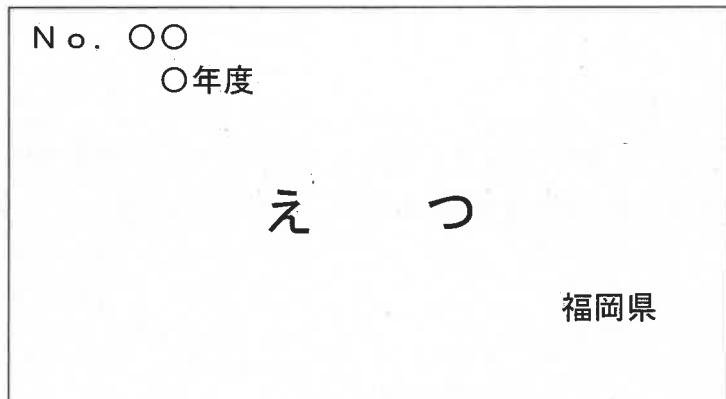
8 内水面漁場管理委員会との協議

この方針の改廃にあたっては、軽微な変更を除き、福岡県内水面漁場管理委員会及び福岡佐賀両県合同内水面漁場管理委員会に諮問又は協議するものとする。

附 則

- 1 この方針は、令和3年3月16日から施行する。
- 2 令和2年度えつ流し刺網による採捕許可方針（令和2年3月25日施行）は廃止する。

別記様式第1号



- 1 標識の大きさは、縦40cm×横50cmとする。
- 2 地色は黄色と白色を年ごとに交互に変更するものとする。
- 3 文字は1行目に許可番号、2行目に許可年度とする。
- 4 文字色は黒色とする。

(参考)

| 許可年度 | 地色 |
|------|----|
| R3 | 黄色 |
| R4 | 白色 |
| R5 | 黄色 |
| R6 | 白色 |
| R7 | 黄色 |
| R8 | 白色 |
| R9 | 黄色 |
| R10 | 白色 |

別記様式第2号

えつ流刺し網による採捕許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

住所

氏名

(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

下記により水産動物の採捕の許可を受けたいので、申請します。

記

1 採捕の種類

2 採 捕 区 域

3 採捕する水産動植物の種類

4 採 捕 期 間 年 月 日 から 年 月 日 まで

5 漁具の数及び規模

6 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

7 採捕に従事する者の住所及び氏名

福岡県内水面漁場管理委員会指示第2号(案)

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、シロウオ産卵場の保護を図るため、室見川における水産動植物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県漁業調整規則(令和2年福岡県規則第62号)第33条に基づくしろうおやなによる採捕、試験研究機関等が試験研究等のためにする採捕及び陸岸からの竿釣り、手釣りについてはこの限りでない。

令和5年 月 日(公報登載日)

福岡県内水面漁場管理委員会会長 中園正彦

1 禁止区域

室見川のうち、次のイ線からロ線までの区域

イ線 福岡市西区愛宕、室見橋の上流端の線

ロ線 福岡市西区福重、新道井堰の下流端の線

2 禁止期間

令和5年3月1日から令和5年5月31日まで

現行

福岡県内水面漁場管理委員会指示第3号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、シロウオ産卵場の保護を図るため、室見川における水産動植物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県漁業調整規則(令和2年福岡県規則第62号)第33条に基づくしろうおやなによる採捕、試験研究機関等が試験研究等のためにする採捕及び陸岸からの竿釣り、手釣りについてはこの限りでない。

令和4年2月15日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 中園正彦

1 禁止区域

室見川のうち、次のイ線からロ線までの区域

イ線 福岡市西区愛宕、室見橋橋幅の中央線

ロ線 福岡市西区福重、新道井堰の下流端の線

2 禁止期間

令和4年3月1日から令和4年5月31日まで

令和4年12月19日

福岡県内水面漁場管理委員会
会長 中園 正彦 殿

福岡市早良区室見4丁目22-26

室見川しろうお組合
組合長 小石原 義彦

委員会指示による採捕禁止区域の設定について（要望）

室見川におけるしろうおややなの操業において、資源保護上の問題がありますので、下記のとおり、委員会指示による採捕禁止区域の設定を要望します。

記

1. 要望理由

当組合では、シロウオ資源増殖のため、福岡大学やボランティアの協力の下、毎年、シロウオ産卵時期前に産卵床の造成を行っています。しかし、当該区域は、シロウオ産卵時期である3月から5月においてシジミ等の採捕が可能であり、整備した産卵床が掘り返されるとシロウオ卵が斃死し、シロウオ資源が減少する恐れがあるため、委員会指示による採捕禁止区域の設定を要望します。

2. 対象魚種

シロウオ以外の水産動植物（さお釣り、手釣りによる採捕を除く）

3. 採捕禁止期間

令和5年3月1日～令和5年5月31日

4. 採捕禁止区域

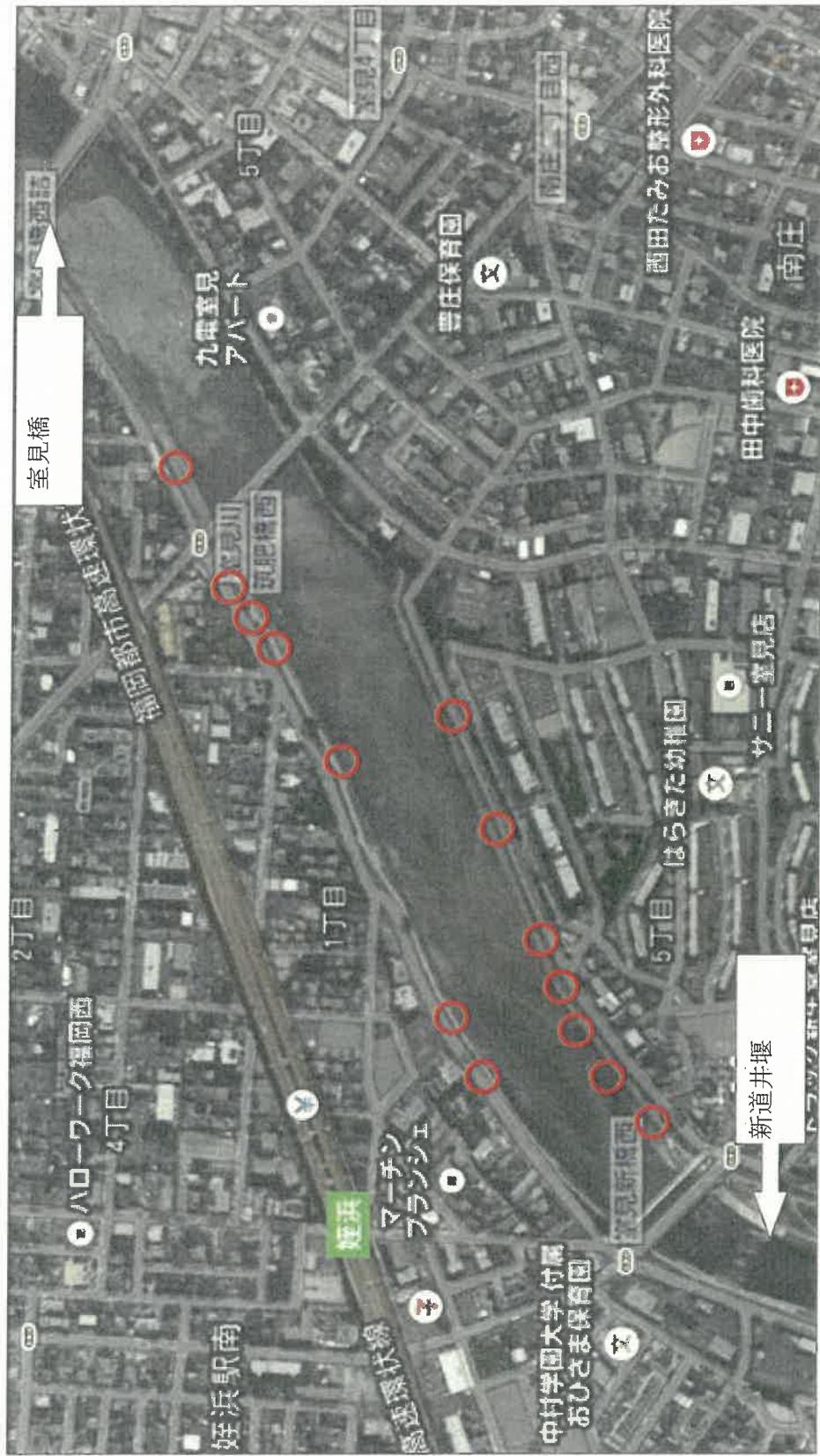
福岡市西区愛宕室見橋上流端から福岡市西区福重新道井堰下流端までの区域

5. 周知方法

別図に示す場所に採捕禁止の看板を設置し、周知する。



看板設置位置図



赤丸：看板設置位置

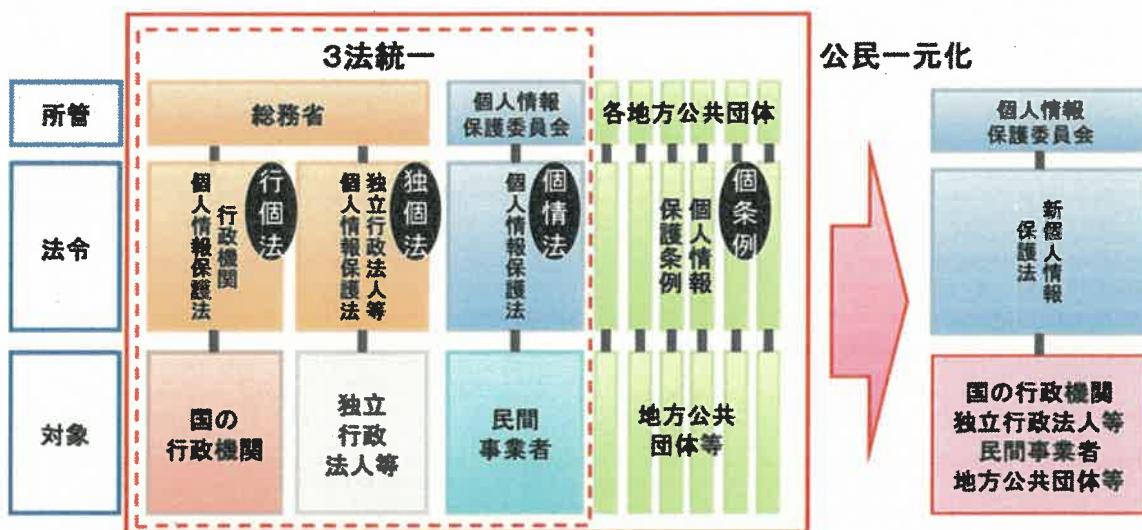
個人情報保護法※改正に伴う関係規程の整備について

1 個人情報保護法の改正について

これまでの個人情報保護法制は、国においては、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者を対象とした3つの個人情報保護法が整備され、地方公共団体においては、各自治体で個人情報保護条例が制定されていた。

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）」により、3つの個人情報保護法が統合されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の個人情報保護法に基づき、令和5年4月1日から全国的な共通ルールが適用されることとなった。

イメージ図



2. 本県における個人情報保護制度の整備

- ① 福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年4月1日施行）が令和4年12月議会において可決成立（福岡県個人情報保護条例は今年度末で廃止）。
 →内水面漁場管理委員会は、当該条例における実施機関※と規定されているため、委員会での手続き等は不要。
- ② 今後、知事部局では、知事における福岡県個人情報の保護に関する法律施行細則、知事が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程、個人情報の保護に関する法律に基づく知事の処分に係る審査基準を制定予定。現在、パブリックコメント実施中（令和4年12月23日～令和5年1月21日）。
 →各実施機関※において知事の例によると規定する必要あり。（今回協議）

※個人情報保護法 正式名称は「個人情報の保護に関する法律」

※実施機関 県の機関（知事、公営企業の管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。）及び県が設立した地方独立行政法人…福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例第2条

(1) 告示

| 告示 | 現行 | 新 |
|--|--|--|
| 福岡県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程 | 福岡県内水面漁場管理条例告示第一号 平成十七年四月一日 | 福岡県内水面漁場管理条例告示第一号 令和五年四月一日 |
| 福岡県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程を次のように定める。 | 福岡県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程を次のように定める。 | 福岡県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程を次のように定める。 |
| 福岡県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程 | 福岡県内水面漁場管理条例告示第一号 平成十七年四月一日 | 福岡県内水面漁場管理条例告示第一号 令和五年四月一日 |

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づく福岡県内水面漁場管理条例告示第一号においては、福岡県個人情報保護条例（令和四年福岡県条例第四十三号）に定めるもののほか、知事における福岡県個人情報の保護に関する法律施行細則（令和五年福岡県規則第〇号）の規定の例による。

福岡県個人情報保護条例施行規程（平成十六年福岡県条例第五十七号）の規定に基づく福岡県内水面漁場管理条例告示第一号においては、福岡県個人情報保護条例（令和四年福岡県条例第五十七号）の全部を改正する。

福岡県個人情報保護条例施行規程（平成十六年福岡県条例第五十七号）の規定に基づく福岡県内水面漁場管理条例告示第一号においては、福岡県個人情報保護条例（令和四年福岡県条例第五十七号）の全部を改正する。

福岡県個人情報保護条例施行規程（平成十六年福岡県条例第五十七号）の規定に基づく福岡県内水面漁場管理条例告示第一号においては、福岡県個人情報保護条例（令和四年福岡県条例第五十七号）の全部を改正する。

- 附 則
- この告示は、公布の日から施行する。
 - 福岡県内水面漁場管理条例施行規程（平成十七年福岡県内水面漁場管理条例告示第一号。以下「旧告示」という。）は廃止する。
 - この告示の施行の日前に旧告示の規定により行われた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定による処分、手続その他のみなす。

(2) 訓令

| | | |
|--|---|--|
| <p>現行</p> <p>福岡県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程</p> <p>福岡県内水面漁場管理条例訓令第一号</p> <p>福岡県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程を次のように定める。</p> <p>平成二十八年一月五日</p> | <p>福岡県内水面漁場管理条例が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程</p> <p>福岡県内水面漁場管理条例訓令第一号</p> <p>福岡県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程を次のように定める。</p> <p>令和五年四月一日</p> | <p>福岡県内水面漁場管理条例委員会長 中園 正彦</p> <p>福岡県内水面漁場管理条例が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程</p> <p>福岡県内水面漁場管理条例委員会長 稲田 善和</p> <p>福岡県内水面漁場管理条例が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程</p> <p>福岡県内水面漁場管理条例が保有する個人情報の適切な管理のための措置としては、知事が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程(令和五年四月福岡県訓令第〇号)の規定による。</p> <p>附則</p> <p>この訓令は、公布の日から施行する。</p> <p>1 福岡県内水面漁場管理条例委員会が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程(平成二十八年一月福岡県訓令第一号)は廃止する。</p> |
|--|---|--|

(3) 審査基準

| 新 | 現行 |
|---|---|
| <p>個人情報の保護に関する法律に基づく福岡県内水面漁場管理委員会の 処分に係る審査基準</p> <p>個人情報の保護に関する法律に基づく福岡県内水面漁場管理委員会の 処分に係る審査基準は次のとおりとする。</p> | <p>個人情報の保護に関する法律に基づく福岡県内水面漁場管理委員会長 中園 正彦</p> <p>個人情報の保護に関する法律に基づく福岡県内水面漁場管理委員会の 処分に係る審査基準</p> <p>個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づき、 福岡県内水面漁場管理委員会が行う処分に係る審査基準に際しては、個人 情報の保護に関する法律に基づく知事の処分に係る審査基準の例による。</p> |

知事及び内水面漁場管理委員会における関係規定等

| 規程等 実施機関名 | 条例 規則 (告示) | 訓令 訓示 | 審査基準 ※今回新たに審査基準を作成する必要あり |
|--------------|---|--|---|
| 知事 | 福岡県個人情報保護条例(平成16年12月27日福岡県条例第57号) (新)福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年12月23日福岡県条例第43号) | 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成17年4月1日福岡県規則第27号) (新)知事における福岡県個人情報の保護に関する法律施行細則 | 知事が取り扱う個人情報の適切な管理の措置に関する規程(平成17年4月福岡県訓令第4号) (新)個人情報の保護に関する法律に基づく知事の処分に係る審査基準 |
| 内水面漁場管理委員会 | 福岡県内水面漁場管理条例が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成17年4月1日福岡県内水面漁場管理条例第1号) ※知事の例によるとしている | 福岡県内水面漁場管理条例が取り扱う個人情報の適切な管理の措置に関する規程(平成28年1月5日内水面漁場管理条例第1号) ※知事の例によるとしている | 福岡県内水面漁場管理条例が取り扱う個人情報の適切な管理の措置に関する規程(平成28年1月5日内水面漁場管理条例第1号) (新)個人情報の保護に関する法律に基づく審査基準 |
| 規程等制定の必要性 | 法施行条例において実施機関であることを明記 | これまで通り知事の例によると規定する必要 | 新たに知事の例によると規定する必要 |

※海区漁業調整委員会においても同様に知事の例によると規定する

資料 5
(21期 10回内水面漁業監査委)
(令和5年1月11日)

福岡県内水面漁場計画（改正）素案

1 福岡県内水面漁場計画を下記のとおり定め、公示する。

(1) 漁業権に関する事項

①～⑤ 省略

⑥公示番号 内区第6号 (削除)

⑦～⑪ (省略)

⑫公示番号 内区第12号 (削除)

⑬公示番号 内共第1号

ア 漁場の位置 矢部川水系の本流及び支派流の流域
イ 漁場の区域 基点「第1号」及び「第2号」を結ぶ直線から上流の矢部川本流（ダムを含む。）及び同支派流の区域。ただし、基点「第3号」及び「第4号」を結ぶ直線から下流の花宗川、基点「第5号」及び「第6号」を結ぶ直線から下流の山ノ井川、基点「第7号」及び「第8号」を結ぶ直線から下流の塙原川並びにこれらの河川の支派流を除く。

基点第1号 福岡県柳川市大和町と同市三橋町境標注（矢部川右岸側）

基点第2号 基点「第1号」から真方位130度10分の方位線と対岸との交点
イ 漁場の区域 基点第3号 福岡県柳川市保加町、出の橋下流側右岸橋台角
基点第4号 福岡県柳川市上町、出の橋下流側左岸橋台角
基点第5号 福岡県三潴郡大木町大字後溝、観音丸井橋右岸側角
基点第6号 福岡県三潴郡大木町大字後溝、観音丸井橋左岸側角
基点第7号 福岡県筑後市大字山ノ井秋松、秋松橋下流側右岸橋台角
基点第8号 福岡県筑後市大字山ノ井秋松、秋松橋下流側左岸橋台角
基点第9号 福岡県柳川市田畠所、番所橋下流側右岸橋台角
基点第10号 福岡県柳川市大和町明野番所、番所橋下流側左岸橋台角

| 漁業の種類及び漁業時期 | 漁業の名称 | 漁業の名称 |
|-------------|------------|-------------|
| 第一種共同漁業 | しじみ漁業 | あゆ漁業 |
| 第五種共同漁業 | あゆ漁業 | こい漁業 |
| " | こい漁業 | てながえび漁業 |
| " | ふな漁業 | ふな漁業 |
| " | うなぎ漁業 | うなぎ漁業 |
| " | やまめ（えのは）漁業 | もくずがに漁業 |
| " | おいかわ（はや）漁業 | すっぽん漁業 |
| " | わかさぎ漁業 | おいしかわ（はや）漁業 |
| " | やまめ（えのは）漁業 | わかさぎ漁業 |
| " | うぐい（いた）漁業 | やまめ（えのは）漁業 |

| 漁業の種類及び漁業時期 | 漁業の名称 | 漁業の名称 |
|-------------|-------------|-----------------|
| 第五種共同漁業 | あゆ漁業 | 5月20日から12月31日まで |
| " | こい漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| " | てながえび漁業 | " |
| " | ふな漁業 | " |
| " | うなぎ漁業 | " |
| " | もくずがに漁業 | " |
| " | すっぽん漁業 | " |
| " | おいしかわ（はや）漁業 | " |
| " | わかさぎ漁業 | " |
| " | やまめ（えのは）漁業 | " |

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
 オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 カ 関係地区 福岡県久留米市、筑後市、三井郡大刀洗町、うきは市、朝倉市、朝倉郡筑前町（ただし、朝倉郡筑前町赤坂、同町朝日、同町石櫻、同町柳木、同町三箇山、同町四三嶋、同町篠隈、同町下高場、同町曾根田、同町長者町、同町砥上、同町中牟田、同町畠嶋、同町東小田、同町二、同町松延、同町三並、同町三年田、同町安野を除く）、三潴郡大木町、佐賀県神埼市千代田町、三養基郡みやき町、佐賀市川副町、佐賀市諸富町、鳥栖市

キ 条件なし

②公示番号 内共第3号

ア 漁場の位置 筑後川本流の福岡県久留米市城島町（基点第11号、基点第12号）から下流域及び同支派流

イ 漁場の区域 基点「第11号」及び「第12号」を結ぶ直線と基点「第15号」及び「第16号」を結ぶ直線との間の筑後川本流、基点「第17号」及び「第15号」及び「第18号」を結ぶ直線から上流の早津江川、基点「第7号」及び「第8号」を結ぶ直線から下流の山ノ井川、基点「第29号」及び「第30号」を結ぶ直線から下流の山ノ井川、基点「第31号」及び「第32号」を結ぶ直線から下流の山ノ井川、基点「第33号」及び「第34号」を結ぶ直線から下流の山ノ井川、基点「第35号」及び「第36号」を結ぶ直線並びに基点「第37号」及び「第38号」を結ぶ直線から下流の大島江川、基点「第39号」及び「第40号」を結ぶ直線から下流の大島江川、基点「第41号」及び「第42号」を結ぶ直線から下流の田手川、基点「第43号」及び「第44号」を結ぶ直線から下流の城原川、基点「第45号」及び「第46号」を結ぶ直線から下流の佐賀江川並びに基点「第47号」及び「第48号」を結ぶ直線並びに基点「第49号」及び「第50号」を結ぶ直線から下流の中地江川の区域

基点第11号 福岡県久留米市城島町と同市三潴町境標柱

基点第12号 福岡県久留米市城島町下田、開平江川河口市門東角

基点第15号 福岡県柳川市七ヶ家の南西角に設置した有明海佐賀・福岡両県漁場境界標柱石

基点第16号 佐賀県佐賀市川副町大字大井道字平和鶴見治瀬の南東角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標柱石

基点第17号 佐賀県佐賀市川副町大字大詫問字昭和橋西南角に設置した標柱

基点第18号 佐賀県佐賀市川副町大字大井道字平和鶴見治瀬の南東角に設置した標柱

基点第7号 福岡県筑後市大字山ノ井秋松、秋松橋下流側右岸橋台角
 基点第8号 福岡県筑後市大字山ノ井秋松、秋松橋下流側左岸橋台角
 基点第29号 佐賀県三養基郡みやき町大字西島、錠井橋右岸角
 基点第30号 佐賀県三養基郡みやき町大字西島、銀杏橋下流側右岸橋台角
 基点第31号 佐賀県三養基郡みやき町大字西島、銀杏橋下流側左岸橋台角
 基点第32号 佐賀県三養基郡みやき町大字東津、新中郷橋下流側右岸橋台角
 基点第33号 佐賀県三養基郡みやき町大字東津、新中郷橋下流側左岸橋台角
 基点第34号 佐賀県三養基郡みやき町大字東津、新中郷橋下流側左岸橋台角

| 漁業の種類及び漁業時期 | | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|-------------|-------|---------|----------------|
| 第一種共同漁業 | しじみ漁業 | | |
| 第五種共同漁業 | こい漁業 | てながえび漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| " | " | ふな漁業 | " |
| " | " | もくすがに漁業 | " |
| " | " | うなぎ漁業 | " |

ウ 漁業の種類及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|---------|---------|----------------|
| 第一種共同漁業 | しじみ漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| 第五種共同漁業 | こい漁業 | " |
| " | てながえび漁業 | " |
| " | ふな漁業 | " |
| " | もくすがに漁業 | " |
| " | うなぎ漁業 | " |

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
 オ 個別漁業権又は団体漁業権又は団体漁業権又は団体漁業権
 カ 関係地区 福岡県柳川市、大川市、三潴郡大木町、筑後市、久留米市（ただし、久留米市田主丸町、同市北野町を除く）、佐賀県神埼市千代田町、佐賀市諸富町、三養基郡みやき町、鳥栖市

キ 条件なし

③公示番号 内共第5号

ア 渔場の位置 八木山川本流及び同支派流の流域

イ 渔場の区域 基点「第51号」及び基点「第52号」を結ぶ直線と基点「第53号」及び基点「第54号」を結ぶ直線との間の八木山川本流（ダムを含む。）及び同支派流の区域

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|---------|-------|----------------|
| 第一種共同漁業 | あゆ漁業 | 6月1日から12月31日まで |
| " | こい漁業 | 1月1日から12月31日まで |

工 オ カ キ
存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
関係地区 福岡県宮若市
条件なし

⑥公示番号 内共第6号

ア 漁場の位置 今川本流及び同支派流の流域
イ 漁場の区域 基点「第5・5号」及び基点「第5・6号」を結ぶ直線から上流の今川本流(ダムを含む。)及び同支派流の区域
基点第5・5号 福岡県行橋市金屋、今川ダム右岸側角から下流200メートルの右岸側に設置した標識
基点第5・6号 福岡県行橋市東大橋、今川ダム左岸側角から下流200メートルの左岸側に設置した標識

ウ 演業の種類及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|---------|------------|----------------|
| 第一種共同漁業 | じじみ漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| 第五種共同漁業 | あゆ漁業 | 6月1日から12月31日まで |
| " | こい漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| " | ふな漁業 | " |
| " | うなぎ漁業 | " |
| " | わかさぎ漁業 | " |
| " | おいかわ(はや)漁業 | " |
| " | やまめ(えのは)漁業 | " |
| " | すっぽん漁業 | " |
| " | もくずがに漁業 | " |

工 オ カ キ
存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
関係地区 福岡県田川郡添田町、京都郡みやこ町(ただし、京都郡みやこ町勝山池田、同町勝山岩熊、同町勝山上田、同町勝山浦河内、同町勝山大久保、同町勝山上矢山、同町勝山黒田、同町勝山長川、同町勝山松田、同町勝山筍田、同町勝山宮原、同町勝山矢山を除く)、行橋市
条件なし

⑦公示番号 内共第7号

ア 漁場の位置 福川本流及び同支派流の流域
イ 漁場の区域 基点「第5・7号」及び「第5・8号」を結ぶ直線から上流の祓川本流(ダムを含む。)及び同支派流の区域
基点第5・7号 福岡県行橋市省尾、沓尾橋下流側右岸橋台角
基点第5・8号 福岡県行橋市今井、沓尾橋下流側左岸橋台角

ウ 演業の種類及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|---------|-------|----------------|
| 第一種共同漁業 | じじみ漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| 第五種共同漁業 | あゆ漁業 | 6月1日から12月31日まで |
| " | こい漁業 | " |

| | | |
|---|------------|---|
| " | ふな漁業 | " |
| " | うなぎ漁業 | " |
| " | おいかわ(はや)漁業 | " |
| " | もくずがに漁業 | " |
| " | すっぽん漁業 | " |
| " | やまめ(えのは)漁業 | " |

エ オ カ キ
存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
関係地区 福岡県田川郡添田町、京都郡みやこ町(ただし、京都郡みやこ町勝山池田、同町勝山岩熊、同町勝山上田、同町勝山浦河内、同町勝山大久保、同町勝山上矢山、同町勝山黒田、同町勝山長川、同町勝山松田、同町勝山筍田、同町勝山宮原、同町勝山矢山を除く)、行橋市
条件なし

⑧公示番号 内共第8号

ア 漁場の位置 岩岳川、佐井川の本流及び同支派流の流域
イ 漁場の区域 基点「第6・0号」及び基点「第6・2号」を結ぶ直線から上流の岩岳川の本流及び同支派流並びに基点「第6・1号」及び基点「第6・3号」を結ぶ直線から上流の佐井川の本流及び同支派流の区域
基点第5・9号 福岡県豊前市脊川、下ノ田堰右岸側角
基点第6・0号 福岡県豊前市脊川、下ノ田堰左岸側角
基点第6・1号 福岡県築上郡吉富町直江、延命堰右岸側角
基点第6・2号 福岡県築上郡吉富町直江、延命堰左岸側角

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|---------|------------|----------------|
| 第五種共同漁業 | あゆ漁業 | あゆ漁業 |
| " | こい漁業 | 6月1日から12月31日まで |
| " | おいかわ(はや)漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| " | あまご(えのは)漁業 | " |

エ オ カ キ
存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
個別漁業権又は団体漁業権の別 团体漁業権
関係地区 福岡県築上郡吉富町、同郡上毛町、豊前市
条件なし

⑨公示番号 内共第9号

ア 漁場の位置 福岡県八女市黒木町本分
イ 漁場の区域 福岡県八女市黒木町本分、花宗池の全部

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|---------|------------|----------------|
| 第五種共同漁業 | こい漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| " | ふな漁業 | " |
| " | おいかわ(はや)漁業 | " |
| " | わかさぎ漁業 | " |

才 力 キ
個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
関係地区 福岡県八女市黒木町本分
キ 条件なし

①公示番号 内共第10号

ア 漁場の位置 筑後川本流の福岡県久留米市城島町（基点第1-1号、基点第1-2号）及び福岡県久留米市（基点第20号）

キ 関係地区 佐賀県三養基郡みやき町（基点第1-9号）

イ 漁場の区域 基点「第1-1号」及び「第1-2号」を結ぶ直線と基点「第1-9号」及び「第20号」を結ぶ直線までの流域

オ 漁場の区域 基点第1-1号 福岡県久留米市城島町と同市三潴町境標柱

カ 関係地区 基点第1-2号 福岡県久留米市城島町下田、開平江川河口水門東角

キ 関係地区 基点第1-9号 佐賀県三養基郡みやき町江口大字豆津、豆津橋下流側右岸橋

合角 基点第20号 福岡県久留米市大石町、豆津橋下流側左岸橋台角

ウ 漁業の種類及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|---------|-------|----------------|
| 第一種共同漁業 | じじみ漁業 | 1月1日から12月31日まで |

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 福岡県三潴郡大木町、久留米市（ただし、久留米市田主丸町、同市北野町を除く）、筑後市、佐賀県神埼市千代田町、三養基郡みやき町、鳥栖市

キ 条件なし

2 漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項

（1）内水面漁場管理委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果 別添1のとおり

（2）漁場図・別添2のとおり

3 免許予定日

（1）（省略）

（2）内共第1号から内共第10号まで 令和5年9月1日

4 3に係る申請期間

（1）（省略）

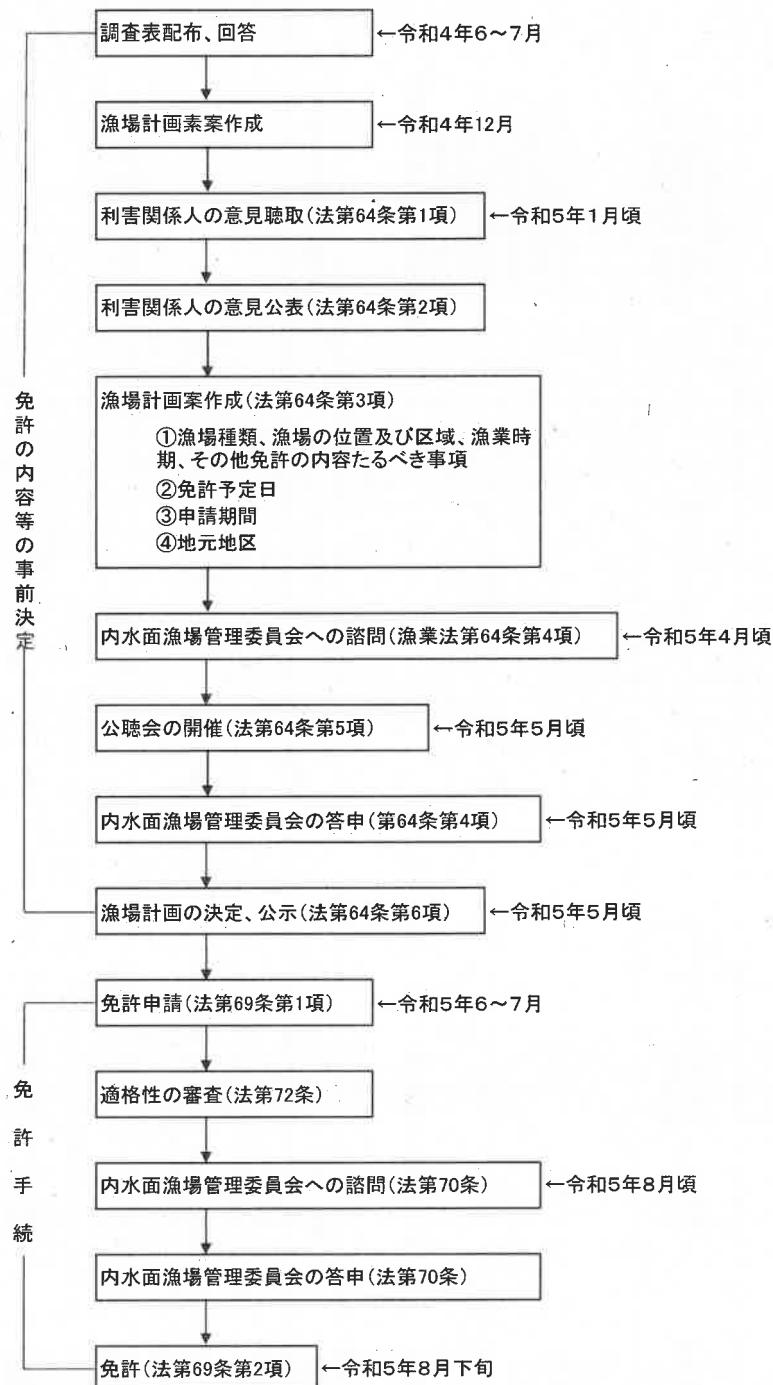
（2）内共第1号から内共第10号まで 令和5年 月 日から同年 月 日まで

5 類似漁業権以外の漁業権 内区第18号

漁業権内容一覧(R5.9.1～R15.8.31)(予定)

| 漁業権番号 | 漁業の種類 | 漁業権対象種 | 漁場の位置(概略) | 免許申請予定者 |
|--------|---------|--|------------|---|
| 内共第1号 | 第一種共同漁業 | しじみ | 矢部川 | 矢部川漁業協同組合 |
| | 第五種共同漁業 | あゆ、こい、ふな、うなぎ、やまめ、おいしいわ、うぐい、すつぽん、もくずがに、てながえび、わかさぎ | | |
| 内共第2号 | 第五種共同漁業 | あゆ、こい、ふな、うなぎ、おいしいわ、すっぽん、もくずがに、てながえび、わかさぎ、やまめ | 筑後川(上流) | 筑後川漁業協同組合 甘木漁業協同組合 下筑後川漁業協同組合 |
| | 第一種共同漁業 | しじみ | | |
| 内共第3号 | 第五種共同漁業 | こい、ふな、うなぎ、もくずがに、てながえび | 筑後川(下流) | 下筑後川漁業協同組合 大川市漁業協同組合 川口漁業協同組合 柳川漁業協同組合 浜武漁業協同組合 沖端漁業協同組合 佐賀県有明海漁業協同組合 |
| | 第一種共同漁業 | あゆ、こい | | |
| 内共第5号 | 第五種共同漁業 | 八木山川 | 八木山川漁業協同組合 | 八木山川 |
| | 第一種共同漁業 | しじみ | | |
| 内共第6号 | 第五種共同漁業 | あゆ、こい、ふな、うなぎ、やまめ、おいしいわ、すっぽん、もくずがに、わかさぎ | 今川 | 京二川漁業協同組合 |
| | 第一種共同漁業 | しじみ | | |
| 内共第7号 | 第五種共同漁業 | あゆ、こい、ふな、うなぎ、やまめ、おいしいわ、すっぽん、もくずがに | 祓川 | 岩岳川 |
| | 第一種共同漁業 | こい、あゆ、あまごえのは)、おいしいわ | | |
| 内共第8号 | 第五種共同漁業 | こい、ふな、おいしいわ、わかさぎ | 花宗池 | 岩岳川漁業協同組合 |
| 内共第9号 | 第五種共同漁業 | しじみ | 筑後川(上流) | 犬山漁業協同組合 |
| 内共第10号 | 第一種共同漁業 | | | |

共同漁業権の免許設定までの手続き(案)



【漁業法】

第69条 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならない。

第70条 前条第一項の免許の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきかなければならない。

- 1 第171条 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。
- 2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。
- 3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に有する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。
- 4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

第21期 第5回
福岡・佐賀両県内水面合同漁場管理委員会

日 時 令和4年12月20日(火) 14:00~

場 所 福岡市博多区東公園7-7

福岡県庁北棟4階 漁業調整委員会室

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 会長及び副会長の互選について(協議)

(2) 筑後川における令和4年度うなぎ種苗特別採捕許可及びうなぎ稚魚漁業

許可の取扱いについて(協議)

(3) その他

3 閉 会

第21期 第5回
福岡・佐賀両県内水面合同漁場管理委員会 出席者名簿

日 時 令和4年12月20日（火）14：00～
場 所 福岡市博多区東公園7-7
福岡県庁北棟4階 漁業調整委員会室

○内水面漁場管理委員会委員

| 福岡県 | 佐賀県 |
|-------|---------|
| 中園正彦 | 有吉敏和 |
| 佐々木和之 | 坂本兼吾 |
| 古賀正廣 | 中村さやか |
| 各務秀人 | 田中和宏 |
| 望岡典隆 | 草野剛（欠席） |

○県・事務局

| 福岡県 | 佐賀県 |
|---|---|
| 農林水産部水産局 漁業管理課 参事 佐野二郎 技術主査 吉田幹英 主任主事 山田菜美子 | 海区漁業調整委員会事務局 事務局長 江口泰蔵 農林水産部水産課漁業調整担当 係長 寺田雅彦 主事 萩原千春 |
| 水産振興課養殖内水面係 係長 片山幸恵 技術主査 松本昌大 主事 福富美貴菜 | |

福岡・佐賀両県内水面合同漁場管理委員会事務規程

(所掌事務)

第1条 福岡・佐賀両県内水面合同漁場管理委員会（以下「委員会」という。）は、漁業法その他法令の定めるところにより、福岡、佐賀両県の内水面における水産動物の採捕及び増殖に関する事項を処理する。

(事務局)

第2条 委員会の事務局は、会長の所属する漁場管理委員会の事務局におき、その書記が事務を行う。

(委員会)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

　福岡県内水面漁場管理委員会会長 1名、委員 4名

　佐賀県内水面漁場管理委員会会長 1名、委員 4名

2 調査審議するため、必要に応じて小委員会をおくことができる。

(会長及び副会長の職務)

第4条 委員会に会長及び副会長をおく。会長及び副会長は、各県の管理委員会の会長がつとめる。

2 会長及び副会長の任期は、2年とし、両県の委員が交互に会長及び副会長をつとめる。

3 会長は、会議を総理し、委員会を代表する。

4 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長は、その職務を総理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会の会議を招集しようとするときは、会長は少なくとも5日前に議事事項並びに開催の日時及び場所を各委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

第6条 委員会は、定数の過半数にあたる委員が出席しなければ会議を開催することができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長がこれを決する。

第7条 委員会の会議は、予め通知した事項に限って決議する。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項についてはこの限りでない。

(議事録)

第8条 会長は、会議の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- 一 委員会の開催日時及び場所
- 二 出席委員の氏名
- 三 議事事項
- 四 議事の結果
- 五 その他重要な事項

第9条 議事録は、会長及び会長が指名する出席委員2名以上がこれに署名するものとする。

(規程改正)

第10条 この規程を改正しようとするときは、委員会の議決によって行う。

(雑則)

第11条 前各条に定めるものの他、議事の運営に関し必要な事項は、会長がその都度委員会に諮って定める。

付 則

- 1 この規程は、昭和58年11月7日から施行する。
- 2 この規程施行時の会長及び副会長の任期は、昭和60年2月28日までとする。

付 則

この規程は、平成3年11月5日から施行する。